

平成 30 年度

予算編成方針

財務部 財政課

## 平成30年度予算編成方針

### I 現在の経済情勢と本市の財政状況について

我が国の経済情勢は、4年半のアベノミクスの取組みの下、名目GDPは過去最高水準に達し、企業収益は過去最高の水準となっている。

平成29年8月の月例経済報告においても、「景気は、緩やかな回復基調が続いている。」と示されており、先行きについても、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されている。

一方で、潜在成長力の伸び悩み、将来不安からの消費の伸び悩み等の課題を我が国は抱えており、こうした課題に対して、政府は、働き方改革や人材への投資等を通じて、労働生産性の向上を実現し、成長と分配の好循環を構築するとしている。

また、平成29年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2017」においては、地方創生、国土強靱化、女性の活躍も含めたあらゆる政策に取組み、経済の好循環をより確かなものとするとともに、同方針に定められた「経済・財政再生計画」に沿って歳出・歳入改革等を着実に実行し、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現するとしている。

本市の財政状況は、平成28年度決算において、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は98.3%と、平成27年度より0.7ポイント上昇し、引き続き財政の硬直化が見られる。

今後も、少子高齢化に伴う扶助費等社会保障関連の経費の増加が見込まれるほか、行政需要の高まりに伴う人件費の増加、また平成26

年度からの市債発行額の増加に伴う公債費の増嵩等により、義務的経費は増加しており、経常収支比率の改善に向けて、歳出と歳入の両面から財政構造の改革に取り組む必要がある。

財政の健全化を判断する指標である、実質公債費比率は、平成28年度決算では0.4%と平成27年度の0.3%より0.1ポイント上昇し、ストック指標である将来負担比率は、平成28年度は44.5%と平成27年度の44.1%から0.4ポイント上昇した。市債の発行については、一般財源の大幅な増収が見込まれない中、将来の過度な負担とならないよう適正額の発行に努め、公債費の計画的な管理を行わなければならない。

平成28年度健全化判断比率等一覧表(政令市除く16市) [29.8.15現在]

団体名	経常収支比率		実質公債費比率		将来負担比率	
	数値(%)	順位	数値(%)	順位	数値(%)	順位
茅ヶ崎市	98.3	11	0.4	2	44.5	9
横須賀市	100.1	14	6.4	13	49	11
平塚市	94.5	4	2.2	7	16.7	5
鎌倉市	95.3	8	-1.3	1	-	1
藤沢市	92.0	1	1.3	5	25.4	6
小田原市	93.1	2	5.4	11	4.5	2
逗子市	101.5	15	5.1	10	67.4	13
三浦市	104.0	16	18.3	16	177.6	16
秦野市	99.0	12	3.4	9	31.7	8
厚木市	95.1	7	2.5	8	54	12
大和市	94.5	4	0.7	3	28.9	7
伊勢原市	94.7	6	6.3	12	87.4	14
海老名市	93.9	4	0.9	4	10.8	4
座間市	96.8	9	1.5	6	10.1	3
南足柄市	99.3	13	6.9	14	92.9	15
綾瀬市	98.2	10	7.2	15	46	10
平均	96.9		4.2		46.7	

## II 茅ヶ崎市総合計画第4次実施計画との関係

平成30年度から平成32年度を計画期間とする茅ヶ崎市総合計画第4次実施計画（以下「第4次実施計画」という。）は、現行の基本構想の最後の実施計画であり、基本構想に定めた目標の達成に向けた取組みの集大成となる重要な計画である。

そのため、この実施計画は、現在実施中の事業を着実に推進することを基本とし、計画期間内に具体的な取組みが必要となる、緊急度の高い事業を重点的に位置付ける。

今年度は、第4次実施計画の策定年度であり、時代に即した行政経営の基本方針2017（C3成長加速化方針）（以下、「C3成長加速化方針」という。）に基づき、年度当初より変革への取組みを進めながら、実施計画策定作業を行っている。すでに、7月に実施計画採択素案が示されているが、今年度末の第4次実施計画の最終決定に向け、経営改善方針に基づく更なる行政改革重点推進事業の掘り起こしやパブリック・コメント実施による市民意見の反映などを行う。

平成30年度の予算編成においては、企画経営課の第4次実施計画の策定と並行して同時に行われ、予算要求は、9月27日付けで企画経営課より通知される採択事業（以下、「実施計画採択事業」という。）に基づき要求を行うこととする。

各課かいにおいては、予算要求時は、実施計画採択事業に係る査定事業費（以下、「査定事業費」という。）について必ず精査を行い、予算要求を行うこと。

## III 平成30年度の財政見通し

先に述べた9月27日付けで通知される実施計画採択素案では、一

般財源ベースの収支で、平成30年度は約53億円の財源不足が生じており、この財源不足を解消するためには、実施する事業は極めて限定的にならざるを得ない。

既存事業についても、事業実施の目的を改めて確認するとともに、事業の休廃止を検討するなど、抜本的な見直しが必要である。

## 1 歳入について

### (1) 市税について

市税については、個人市民税は、税制改正と人口推計等による影響額を見込み微増を見込んだものの、固定資産税は平成30年度が評価替年度であることから、前年度と比較して減収を見込んだ。

### (2) 地方交付税について

平成27年6月30日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」において、地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組みと基調を合わせつつ、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、平成30年度までは平成27年度の地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する旨が示されている。

また、平成29年8月末に総務省より示された「平成30年度地方財政収支の仮試算【概算要求時】」においては、普通交付税は減額が見込まれ、臨時財政対策債は増額が見込まれているが、平成29年度の普通交付税決定額及び臨時財政対策債の発行可能額は、保健所の運営に係る経費の増等の影響により、ともに平成28年度より増額されており、この結果を受けて、平成30年度については、増収を見込んだ。

### (3) その他の歳入について

地方消費税交付金については、前年度と同額を見込むとともに各種交付金についても同様に見込んだ。

国県支出金等については、国の動向が未確定であり、現時点で見込める額を見込んでいる。

## 2 歳出について

歳出については、平成29年度より実施している市民文化会館再整備事業、（仮称）茅ヶ崎公園体験学習施設整備事業などの大型事業が続いている。また、職員の増員等による人件費や市債残高の増に伴う公債費の増加も続いており、扶助費については平成18年度からの10年間で決算額にして約2.2倍、金額にして約100億円の増となっている。

今年度も予算編成の過程の中で、歳出の大幅な削減が必要となることから、協力と理解をお願いしたい。

## IV 予算編成の基本方針

平成30年度は、第4次実施計画の初年度であり、基本構想に定めた目標達成に向け、現在実施中の事業を着実に推進するとともに、複雑化・多様化する行政需要に対して、行政サービスの質を低下させることなく、職員一丸となって対応しなければならない。

職員一人一人が、真に必要とされる政策目的実現のため、経営の視点を持ち、様々な工夫をして歳出の削減に努めるとともに、持続可能な財政運営を行うため、市税等の収入確保や使用料・手数料等の受益者負担の適正化、さらには既存資源の有効活用など自主財源の確保に

努め、合わせて「選択と集中」により、真に必要な事業に、限られた行財政資源を振り分け、最少の経費で最大の効果を挙げるようにすること。

## V 予算編成手法について

平成30年度予算編成においては、第一次経費、第二次経費ともに、一件査定を実施する。

なお、実施計画採択事業外の予算要求は、原則認めない。

### 1 第一次経費について

第一次経費の要求にあたっては、査定事業費を上限とし、再度事業費を精査するとともに、削減を検討し、要求を行うこと。

### 2 第二次経費について

第一次経費と同じく、査定事業費を上限とし、再度事業費を精査するとともに、削減を検討し、要求を行うこと。

各課かいにおいては、業務計画や事務事業評価との整合を図り、従来の事業手法に固執することなく、事業手法を改めて見直し、また公的関与の必要性についても検証を行った上で、一般財源額と事務事業の実施に伴い収入される特定財源を的確に把握し、予算を要求すること。

また、今まで以上に効率的に行政運営をすることはもちろん、事業の必要性、緊急性や内容の見直し等を行い、真に必要な事業に予算を集中させ、事業実施の優先順位を必ず定めること。

なお、優先順位については、各課、各部局内だけでなく政策領域内においても議論を進めること。

## VI 予算編成にあたっての留意事項

### 1 年間予算の編成

事務事業の計画的な執行を図るため、年間予算を見積もること。見積もりにあたっては、平成28年度の決算状況や平成29年度の執行状況を踏まえること。

### 2 歳入に関する事項

歳入の見積もりにあたっては、社会経済情勢の動向、過去の実績等を精査・分析し、地方行財政に関する国の制度改正の動向等の情報収集に努めることとし、それにかかわる財源を正確に捕捉し、過大、過小とならないよう留意すること。

特に、制度の変更が生じることが予想されるものについては、関係機関との連絡を密にし、遺漏のないよう努めること。

#### (1) 市 税

市税収入については、新たな増減要因が判明した場合は、確実に当初予算に反映させること。また、引き続き適正な賦課徴収に努め、より一層の収納率の向上に取り組むとともに、保険料など税外収入を所管する部局と緻密な連携を図りながら、自主財源の確保を積極的に行うこと。

#### (2) 分担金及び負担金

国庫補助基準等がある場合は、その基準を考慮しつつ、受益者負担の原則に基づき、受益と負担のバランスの適正化を求めよう配慮すること。

#### (3) 使用料及び手数料

維持管理経費等の原価を考慮した中で、市民の負担の公平を



確保するため、利用者負担の割合の適正化を図ることのできるよう検討すること。

なお、指定管理者制度と利用料金制度を合わせて導入した場合、施設の利用料金は指定管理者の収入となるので、詳細な事項については、行政改革推進室と協議すること。

#### (4) 国・県支出金

国・県支出金等については、関係機関との連絡を密にし、積極的に最新の情報を収集することはもちろんのこと、交付要綱等を精読し、補助対象を的確に反映するよう努めること。

国・県支出金については、現状の額の確保を関係機関へ積極的に強く働きかけるとともに、その確実な見込み額を当初予算に反映すること。

#### (5) 市債

市債については、償還による将来の財政負担を考慮し、その必要性を十分精査するとともに慎重な運用に努めること。

#### (6) その他

未利用市有財産の積極的な売却や市資産を広告媒体として活用した広告収入の確保のほか、受益者負担の原則を徹底し、これまで以上に自主財源の確保に努めること。

### 3 歳出に関する事項

#### (1) 人件費

義務的経費である人件費については、効率的・効果的な行政経営を目指し、経営改善方針に位置付けられた総人件費の抑制を図るため、C3成長加速化方針における働き方の見直しを通

した業務の効率化を進めるなど、抑制に向けた取組みを推進すること。

各部局においては、ワークライフバランスの推進による働き方改革をはじめとした事務改善を行い、民間的手法の導入を積極的に活用し、職員の負担軽減や時間外勤務手当等の人件費の抑制を行うこと。

なお、今後施行予定の会計年度任用職員制度への対応を見据え、アウトソースについては、今まで以上に活用を検討すること。

## (2) 扶助費

扶助費については、年々の歳出額の伸びが財政硬直化の要因の一つとなっている。年度当初に実施したC3成長加速化方針に基づく行政改革推進室による扶助費ヒアリングを踏まえ、社会的かつ時代的にも使命を終えたと判断される事業は、廃止や抜本的に見直しを行い、予算要求に反映させること。

なお、扶助費の削減に繋がる事業展開については、実現に向けて進捗させること。

## (3) 補助金・負担金

補助金については、平成17年度に公表した「茅ヶ崎市における補助金等の見直しについて」で示されている基準に基づき、遵守に努めること。

また、年度当初に行政改革推進室と財政課により実施したC3成長加速化方針に基づく補助金ヒアリングに基づき、見直しに向けた議論の結果を予算要求に盛り込むこと。

(4) 予算の繰越

年度内の事業の完了が見込めず、繰越する事業が近年増加しており、議会等でも指摘されている。よって、予算要求に当たっては、事業の必要性、緊急性について十分な検討を行い、年度内に完了するよう事業量を精査し、進捗管理を徹底し、予算規律を遵守すること。特に、地権者をはじめ、関係機関等との調整を要する事業については、スケジュール管理を徹底し早期に調整を図ること。

(5) 債務負担行為等

整備事業などの新たな債務負担行為等を設定または変更を要する事業については、将来の財政負担や財政健全化法に基づく将来負担比率への影響を考慮する必要があるため、設定する限度額の基となる事業計画の圧縮を図ること。

(6) 土地の先行取得

整備時期が確定していない事業用地の先行取得は、原則認めない。

(7) その他

事務事業評価表及び実施計画事業要求書における検討事項等を有効に活用し、また決算審査の過程で明らかになった課題の検討を行い、確実に予算要求に反映させること。

4 特別会計及び公営企業会計の予算要求について

本市の厳しい財政状況を考慮し、各特別会計に対する繰出金・負担金等については、可能な限り一般会計への負担軽減を図ること。

そのため、事務事業の必要性や効果の観点から絶えず見直しを行

い、経営改善の徹底に努めること。また、制度の見直しなど、常に最新の情報を取入れるよう努めること。

(1) 国民健康保険事業

医療給付費の増加に対応するため、診療報酬明細書の点検をさらに強化・徹底し、給付内容を検証するとともに、特定健康診査の実施率を確実に引き上げること。また、受益者負担の適正化を図り、平成30年度実施の国保改革を踏まえ、一般会計への負担軽減に努めること。

保険料収入については、税部局と協力の上、収納率の向上に力を注ぎ、その確保に努めること。

(2) 後期高齢者医療事業

一般会計からの繰入金の対象となる経費の内容や保険料収入など、歳入歳出ともに精査し、的確な予算要求を行うよう努めること。

(3) 介護保険事業

介護保険事業については、現在策定中の「第7期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」と整合性を図り、計画的かつ円滑な事業運営等に努めること。

(4) 公共用地先行取得事業

既に借り入れた市債の償還に要する経費を見積もること。  
整備時期が確定していない事業用地の先行取得は、原則認めない。

(5) 公共下水道事業

下水道整備については、「茅ヶ崎市下水道整備計画」に基づき事業量を精査するとともに、国庫補助金の動向を見極め、財

源の確保に努めること。また、企業の経済性を発揮し、健全な事業経営に努めること。

既設管路等の維持管理費の増加に対しては、施設の現状を踏まえた、経費負担の抑制可能な事業手法を的確に選択すること。受益者負担金については、負担の公平の観点から適正な徴収に努めること。

#### (6) 病院事業

病院事業については、平成29年度に策定した「茅ヶ崎市立病院経営計画（新公立病院改革プラン）」に従い、これまで以上に経営の健全化に努め、一般会計が負担すべき経費は、能率的経営下における不採算経費であることを踏まえて、その軽減に努めること。

### 5 その他

予算要求書作成に関しては、「平成30年度経費区分基準表」、「平成30年度当初予算要求書作成要領」及び「予算要求基準」に基づくこと。